

大阪大学アーカイブズ特定歴史公文書等利用等規程の一部改正（案）

現 行

（目的）

第1条 この規程は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）に基づき、大阪大学アーカイブズ（以下「アーカイブズ」という。）が保存する特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄について必要な事項を定めることを目的とする。

（略）

（個人情報漏えい防止のために必要な措置）

第8条 アーカイブズは、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第15条第3項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) }
{ (略)
(4) }

（略）

改 正（案）

（同左）

第1条 同左

（略）

（同左）

第8条 アーカイブズは、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、法第15条第3項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) }
{ (略)
(4) }

（略）

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

（略）